

■茨木市中心市街地活性化協議会委員

団体・役職名		氏名	根拠法令
F I Cベース株式会社	代表取締役	加藤 眞一	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	山本 悠介	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	笹井 直木	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市活力部	部長	岡田 直司	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 総合心理学部	教授	川野 健治	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学	大学 事務局長	高本 優一	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
株式会社ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部	担当部長	若林 寛章	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和 8 年 5 月 7 日現在)